

日本心臓リハビリテーション学会懲罰委員会内規

令和 8 年 1 月 16 日理事会承認

第 1 条 (設 置) 定款第 3 条の目的を達成するために定款第 5 7 条に基づき、本会に日本心臓リハビリテーション学会懲罰委員会（以下「本委員会」という）を置く。

第 2 条 (目 的) 本委員会は、会員に対し、学会定款第 1 1 条に基づく除名又はその他の懲罰を行う場合において、その手続きが公正・迅速に処理されるために必要な事項を定め、学会の秩序を維持するとともに、学会の信用及び名誉を保持することを目的とする。

第 3 条 (組 織) 本委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名を以て組織する。ただし、副委員長は理事会の承認の下で複数人とすることができる。また、委員長が必要と認めた場合、協力員を置くことができる。

第 4 条 (委 員) 委員長、副委員長は理事とし、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。委員長、副委員長の任期は理事の任期とする。委員長、副委員長は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお その職務を行う。

第 5 条 (委員会) 本委員会は委員長が招集し、議長となる。但し委員長に事故がある場合は、副委員長がその任に当たる。本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。委員会開催の都度、議事録を作成し、これを事務局にて 10 年間保存する。委員長が必要と認めた場合、外部有識者（弁護士・税理士等含む）として出席を要請し、意見を求めることができる。なお、本委員会の目的を達成するために、若干数の小委員会やワーキンググループを組織し、各々に組織の長および委員を置くことができる。

第 6 条 (業 務) 本委員会は、第 2 条の目的達成のために、別に定める会員の懲罰に関する規程による業務を行い、その結果を理事会へ報告する。

第 7 条 (計画・予算) 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

第 8 条 (決議) 委員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する者を除く過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 9 条 (報 告) 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期 委員会へ引き継がなければならない。

第 10 条 (改 廃) この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、令和 8 年 1 月 16 日より施行する。